

電 気 需 紿 約 款
【高圧・特別高圧】

2021年12月1日実施

鈴与電力株式会社

電 気 需 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	本約款および電気需給契約の変更	1
3	定 義	2
4	単位および端数処理	4
5	実施細目	4
II	契 約 の 締 結	4
6	契約の要件	4
7	検討および契約の申込み	5
8	契約の成立および契約期間	5
9	供給の開始	6
10	供給の準備に対する協力	6
11	需要場所	6
12	契約の単位	7
13	承諾の限界	7
14	契約書の作成	7
III	料 金	7
15	料金	7
16	常時供給電力	7
17	予備電力	9
18	自家発補給電力	10
IV	料金の算定および支払い	13
19	料金の適用開始の時期	13
20	検針日	13
21	料金の算定期間	13
22	使用電力量等の計量	13
23	料金の算定	14
24	料金の支払義務および支払期日	14
25	料金その他の支払方法	14
26	保証金	15
V	使用および供給	15

27	適正契約の保持	15
28	契約超過金	15
29	力率の保持	16
30	需要場所への立入りによる業務の実施	16
31	電気の使用に伴う技術的要件等	16
32	供給の停止	17
33	供給停止の解除	18
34	供給停止期間中の料金	18
35	違約金	18
36	供給の中止	19
37	給電指令の実施	19
38	供給の中止または給電指令の実施にともなう料金割引	19
39	損害賠償の免責	20
40	設備の賠償	20
VI	契約の変更および終了	21
41	契約の変更	21
42	名義の変更	21
43	料金の変更	21
44	契約の廃止	22
45	電気需給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	22
46	解約等	22
47	電気需給契約消滅後の債権債務関係	24
VII	工事および工事費の負担金	24
48	計量器等の取付	24
49	工事費等の負担	25
VIII	保 安	25
50	保安の責任	25
51	保安等に対するお客さまの協力	25
IX	そ の 他	26
52	守秘義務	26
53	反社会的勢力の排除	27
附 则		28
1	本約款の実施日	28
2	再生可能エネルギー発電促進賦課金	28

別	表	30
1	季節、休日、時間帯区分	30
2	燃料費調整額	34

I 総 則

1 適 用

この電気需給約款[高圧・特別高圧]（以下「本約款」といいます。）は、鈴与電力株式会社または鈴与電力株式会社が指定する取次業者（以下総称して「当社」といいます。）が、当社と電気需給契約を締結されたお客さま（電気需給契約申込書を提出し当社が受理したお客さまを含みます。）に対して、上記電気需給契約およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の託送供給等約款等に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めるものです。

2 本約款および電気需給契約の変更

- (1) 本約款には、当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款、託送関連要綱および託送供給等約款以外の供給条件（以下総称して「託送供給等約款等」といいます。）に準じた内容が含まれています。託送供給等約款等が改定された場合には、当社は、本約款および電気需給契約に定める電気料金その他供給条件を変更することがあります。この場合には、(3)ロの方法によりお客さまに変更後の内容をお知らせするとともに、契約期間内であっても、変更日以後、変更後の本約款および電気需給契約に定める電気料金その他供給条件を適用します。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更後の税率に基づき、電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、変更後の電気需給契約に定める電気料金を適用します。
- (3) 本約款の変更にともなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付については、以下の各号の場合に応じて、当該各号に定める方法および内容により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示することによりお客さまの閲覧に供する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項は当該変更をしようとする事項のみとします。
- ロ 契約変更後の書面交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点

特定番号を記載します。

(4) (3)にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3 定 義

次の言葉は、本約款および電気需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高 壓

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(3) 需給地点

電気の需給が行われる地点をいい、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続地点といたします。

(4) 需要場所

お客様が鈴与電力株式会社から供給された電気を使用する場所をいいます。

(5) 常時供給電力

需給地点において、お客様が常時使用する電気の電力をいいます。

(6) 予備電力

お客様の電気工作物等の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給に充てるため、予備電線路によりお客様が使用する電気の電力をいい、次の 2 つの方法があります。

イ 予 備 線

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で供給を受ける場合

(7) 自家発補給電力

鈴与電力株式会社が供給する電気とお客様が所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客様が所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に充てるために、鈴与電力株式会社がお客様に供給する電

気の電力をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(10) 力率

その1月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントといたします。）をいいます。

(11) 季節、休日および時間帯区分

季節、休日および時間帯区分は、当該一般送配電事業者ごとに、別表1のとおりとします。

(12) 給電指令

電気の使用に関する、当該一般送配電事業者からの指令をいいます。

(13) 消費税等相当額

消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(14) 燃料費調整額

別表2（燃料費調整額）にて算定する、火力燃料（原油・LNG・石炭等）の価格変動に応じて設定する料金調整の金額をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

本約款附則第2条(3)に基づき算定される金額をいいます。

(16) 貿易統計

関税法（昭和29年法律第61号）に基づき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間をいいます。具体的な期間は、別表2ハ（燃料費調整単価の適用）に示します。

(18) 一般送配電事業者

一般送配電事業を営むことについて電気事業法第3条の許可を受けた事業者をいいます。

(19) 託送供給等約款

一般送配電事業者が電気事業法の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款をいいます。

4 単位および端数処理

本約款および電気需給契約に基づく料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約電力、最大需要電力および他の電気の電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量および他の電気の電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

5 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、その都度、お客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の締結

6 契約の要件

お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 需給地点における受電電圧が高圧または特別高圧であること。
- (2) 需給地点における契約電力が原則として50キロワット以上であること。
- (3) お客さまが、電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ当該一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者が、供給設備の状況等を勘案して技術的に適當と認める方法によって連系すること。

- (4) 当該一般送配電事業者からの給電指令に従うこと。
- (5) 当該一般送配電事業者の託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守すること。

7 検討および契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によっていただきます。）により、電気需給契約の申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約電力、契約負荷設備、契約受電設備、発電設備、業種、用途、需給開始希望日、1年間の電気の使用計画、使用期間および料金の支払方法

また、契約期間中であっても、一定期間の電気の使用計画を明らかにしていただくことがあります。

- (2) 季節、休日および時間帯区別の電気需給契約における各区分は、別表1（季節、休日、時間帯区分）を適用いたします。

- (3) 鈴与電力株式会社が電気を供給するにあたり、当該一般送配電事業者の供給設備の新設または変更が必要となる場合があります。当社は、お客さまが希望される場合に、(1)の申込みに先だって、お客さまに電気を供給するにあたり、供給設備の新たな施設または変更に係る工事の要否（工事が必要となる場合は、その工事の種別を含みます。）についての検討を当該一般送配電事業者に申込みいたします。

- (4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

8 契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客さまからの電気需給契約の申込みを当社が承諾したときに、成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、電気需給契約にて別に定める場合を除き、電気需給契約が成立した日から、需給開始日の1年後の応当日の前日までといたします。

ロ 契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社のいずれからも別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続

されるものといたします。この場合、必要に応じて、継続する1年間の電気の使用計画を提出していただきます。

(3) 電気需給契約の更新にともなう供給条件の説明、契約更新前の書面交付および契約更新後の書面交付については、以下の各号の場合に応じて、以下のとおりとすることについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明については、当社が適当と判断した方法により行い、説明事項は当該更新後の新たな契約期間のみとし、契約更新前の書面交付は行いません。

ロ 契約更新後の書面交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載します。

9 供給の開始

(1) 当社は、お客さまと電気需給契約を締結した場合には、電気需給契約に定める需給開始日から電気の供給を開始いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気の供給ができないことが明らかになった場合には、その理由をお客さまにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気の供給を開始いたします。

10 供給の準備に対する協力

お客さまは、電気の供給にともない当該一般送配電事業者が施設し、所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力しなければなりません。

11 需要場所

(1) 1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは独立した建物をいいます。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地 ((1)に定める1構内をなすものまたは(2)

に該当するものを除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

12 契約の単位

当社は、原則として、1需給地点について1電気需給契約を結び、1通の電気需給契約書により、1電気需給契約ごとの細目を定めるものとします。

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（お客さまが既に消滅しているものを含む他の電気需給契約に基づく料金を支払期日を経過してなお支払わない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

14 契約書の作成

当社は、原則として電気の供給を開始する前に、お客さまとの間で、電気の供給に関する必要な事項について、電気需給契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

III 料 金

15 料金

料金は、電気需給契約および本約款にて定めることといたします。

16 常時供給電力

(1) 常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

イ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合（実量制）

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、鈴与電力株式会社からの電気の供給に先だってお客さまが同一の需要場所で鈴与電力株式会社以外の電気事業者から電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該電気の供給を本約款に基づく電気の供給とみなします。

- (a) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (b) 需要場所において使用される受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (c) 需要場所において使用される受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値とします。ただし、減少された日以降その 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社の協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- ロ 高圧で供給する場合で契約電力が 500 キロワット以上のとき、または特別高圧で供給する場合（協議制）
- 契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- ハ イによって契約電力を定めている需給地点における最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、当該需給地点の契約電力を口によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力はイによって定めます。
- ニ 需要場所において使用する負荷設備または受電設備を変更される場合は、あらか

じめ当社に申し出でいただきます。

(2) 常時供給電力の1月の料金は、以下の方で算定した基本料金、電力量料金を合計したものといたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電気需給契約に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100)$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

ロ 電力量料金

電力量料金は、その月の常時供給電力の使用電力量と、その季節・時間帯ごとに定めた電力料金単価および燃料費調整額から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整額}$$

17 予備電力

(1) 契約電力

予備電力の契約電力は、原則として常時供給電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力の合計の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または需給地点における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって予備電力の契約電力を定めます。この場合の契約電力は、原則として、50キロワットを下回らないものといたします。

(2) 料金

予備電力の1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金を合計したものといたします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、高圧で予備電力を利用される場合には、予備電力の供給電圧は、常時供給電力と同位の電圧とみなします。この場合、予備電力の契約電力および使用電力量は、料金の算定上、常時供給電力と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力と基本料金単価から、電力使用の有無に関わらず以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

ロ 電力量料金

電力量料金は、その月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

18 自家発補給電力

(1) 契約電力

イ 自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備容量を基準として決定させていただきます。なお、契約電力は電気需給契約に定めるものとします。

ロ お客さまの自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給電力の契約電力を上回った場合は、当社は自家発補給電力の契約電力を自家発補給電力の最大需要電力に変更することができます。

(2) 料金

自家発補給電力の1月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金を合計したものといたします。なお、基本料金単価、不使用月係数、電力量料金単価は電気需給契約に定めるものとします。

イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力との基本料金単価、力率および不使用月係数から以下の算式により算定される金額といたします。

(a) 自家発補給電力使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100)$$

(b) 自家発補給電力不使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \text{不使用月係数}$$

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、その条件ごとに定めた電力量料金単価および燃料費調整額から以下の算式により算定され

る金額といたします。

電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価＋燃料費調整額

(3) 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修は、できる限り夏期を避けて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社による協議でその実施時期をあらかじめ定めておき、実施時期の1月前に再協議してその時期を確認したうえで、お客さまは実施時期を当社に対して書面により通知しなければなりません。

なお、当社または当該一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議させていただきます。

(4) 自家発補給電力の使用

イ 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものといたします。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに当社に通知するものとします。

ロ 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需用電力が常時供給電力の契約電力以下の場合は、イにかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

(5) 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は次のイ、ロによる場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その1月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいざれか大きい値といたします。

イ 協議制のお客さまについて、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の(a)～(c)によるものとします。ただし、当該最大需要電力の算定が不適当と認められる場合は、別途両者による協議で当該最大需要電力を定めるものとします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力

=総需要の最大需要電力－常時供給電力の契約電力

- (b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合
自家発補給電力の最大需要電力＝自家発補給電力の契約電力
- (c) 超過の原因が明らかでない場合
自家発補給電力の最大需要電力
＝総需要の最大需要電力×自家発補給電力の契約電力
÷（常時供給電力の契約電力+自家発補給電力の契約電力）
- ロ 実量制のお客さまについて、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力を超えたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

(6) 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は次のイおよびロにより算定するものとします。

イ 自家発補給電力の使用電力量＝自家発補給電力の使用時間中の使用電力量
－（基準電力×自家発補給電力の使用時間）

自家発補給電力を適用する使用電力量は、自家発補給電力使用期間中の計量時間ごとに、基準電力に計量時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値を合計したものとします。なお、基準電力は、原則としてあらかじめお客さまと当社との協議で定めた以下の(a)～(c)によるものとします。ただし、当該基準電力の算定が不適当と認められる場合は、別途両者による協議で当該基準電力を定めるものとします。

- (a) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力
(b) 自家発補給電力使用の前3月間における常時供給分の平均電力
(c) 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力
- ロ 上記イにおいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。なお、超過分は常時供給分により使用されたものとして扱います。

(7) その他

イ 当社は、必要に応じてお客さまに対し、電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録の提出を求めることができます。

ロ 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給に充てるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象といたしません。

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

電気需給契約に定められた需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客様の責めに帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客様と当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。

20 検針日

検針日は、当該一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、次の場合を除き、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、これを「1月」といたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または電気需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 当社があらかじめお客様に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

22 使用電力量等の計量

お客様が使用する電力量、最大需要電力および力率は、原則として、当該一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計量された値といたします。

- (1) 使用電力量の計量は、(4)の場合を除き、当該一般送配電事業者が需要場所ごとに取り付けた記録型計量器に記録された値の読みによるものとし、使用電力量は、30分ごとに受給地点で計量された電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (2) 最大需要電力の計量は、当該一般送配電事業者が需要場所ごとに取り付けた記録型計量器に記録された値の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）により算定（乗率を有する30分最大

需要電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。) いたします。

- (3) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (4) 計量器の故障等により電力量または最大需要電力を正しく計量できなかつた場合または電力量の算定に計量値等を用いることが適当でない場合には、電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (5) 計量等の結果は、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

23 料金の算定

- (1) 当社は、本約款第21条(1)イまたはロの場合には、基本料金について、次の算式により日割計算をいたします。
基本料金=1月の該当料金×日割計算対象日数／料金の算定期間の日数
- (2) 本約款第21条(1)イの場合に日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日を含みます。
また、本約款第21条(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

24 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、料金算定期間の末日の翌日に発生いたします。ただし、電気需給契約が消滅した場合は消滅日、本約款第22条(4)により料金の算定期間の電力量または最大需要電力量が協議によって定められた場合は、電力量または最大需要電力量を協議によって定めた日に発生するものといたします。
- (2) 料金は、原則として、電気需給契約に定める日を支払期日として支払っていただきます。

25 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、電気需給契約に定める方法により支払っていただきます。
なお、支払いに伴う費用は、お客さまの負担といたします。
- (2) 当社に対する支払いは、当社の指定した金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、お客さまは、当社に対し、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額

に対して、年 14.6 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合といたします。）の延滞利息を支払わなければなりません。なお、延滞利息は、延滞利息の算定の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

26 保証金

- (1) 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払わなかったお客さま、または新たに電気の供給を希望され、もしくは契約電力等を増加するお客さまから、電気の供給の開始もしくは再開に先立って、または電気の供給の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 当社は、電気需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払わなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができるものとします。
- (3) 当社は、電気需給契約が消滅した場合には、保証金をお客さまにお返しいたします。ただし、(2)により支払額に充当した場合は、充当後の残額をお返しいたします。

V 使用および供給

27 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が実際の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更することができます。

28 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまは、当社に対し、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引または割増したもの（予備電力の契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として支払わなければなりません。

なお、この場合、契約超過電力とは、需給地点ごとにその 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- (3) お客さまが契約電力を超えて電気を使用されたことにともない、当社と当該一般送配電事業者との間の接続供給契約が変更された場合には、当社は、本約款に定める契約超過金の算定方法を変更することができます。

29 力率の保持

- (1) 電気の供給における需給地点ごとの力率は、85 パーセント以上に保持していただきます。
なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることができます。

30 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまには、当社または当該一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、当社または当該一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの供給設備または計量器等、もしくは需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 本約款 51 条によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量値の確認
- (5) 本約款第 32 条、本約款第 44 条、本約款第 46 条により必要な処置
- (6) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

31 電気の使用に伴う技術的要件等

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしく

は妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社が、お客様の負担で、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客様が発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客様には、法令で定める技術基準、その他法令等に従い、当該一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取決めに従って接続していただきます。

32 供給の停止

(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該一般送配電事業者に対し、そのお客様に係る電気の供給の停止を依頼することがあります。

- イ お客様の責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

- ロ お客様の需要場所内の当社または当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または、滅失して当社または当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

- ハ 当該一般送配電事業者以外のものが需要場所における当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行った場合

(2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨をお客さまに警告しても改めない場合には、当社は、当該一般送配電事業者に対し、そのお客様に係る電気の供給の停止を依頼することができます。

- イ お客様の責めに帰すべき事由により保安上の危険がある場合

- ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社または当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合

- ハ 本約款第6条に定める要件を欠くに至った場合

- ニ 本約款第 30 条に反して、当社または当該一般送配電事業者の係員による立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - ホ 本約款第 31 条によって必要となる措置を講じない場合
- (3) 当社がお客さまに本約款第 27 条に定める適正契約への変更および適正な使用状態への変更を求めた場合で、お客さまにこれに応じていただけないときには、当社は、当該一般送配電事業者に対し、そのお客さまに係る電気の供給の停止を依頼することがあります。
- (4) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、当該一般送配電事業者に対し、そのお客さまに係る電気の供給の停止を依頼することがあります。
- (5) 本条(1)ないし(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社もしくは当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備に関して、電気の供給停止のための適当な処置を行います。

33 供給停止の解除

本約款第 32 条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となつた事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなつた金銭を支払ったときには、当社は、すみやかに当該一般送配電事業者との協議を行い、電気の供給の再開を依頼いたします。

34 供給停止期間中の料金

本約款第 32 条によって電気の供給を停止した場合であっても、お客さまは、当社に対し、その停止期間中について、減額することなく算定した料金を支払わなければなりません。この場合、本約款第 16 条(2)イ但書の定めは適用されません。

35 違約金

- (1) お客さまが本約款第 32 条(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは、当社に対し、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払わなければなりません。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款および電気需給契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認することができない場合は、6 ヶ月以内で当社が決定した期間を不正に使用した期間といたします。

36 供給の中止

当社は、天災地変の場合、当該一般送配電事業者の供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合は、お客さまへの供給を制限し、もしくは中止することがあります。

37 給電指令の実施

(1) 当社は、次の場合には、当該一般送配電事業者からの給電指令に基づいて、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し、当社の電源等による対策の実施にかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2) (1)の場合において、電気の供給の中止等を行うことが予定され、当社がこれを知ったときは、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急等でやむをえない場合は、この限りではありません

38 供給の中止または給電指令の実施にともなう料金割引

(1) 当社は、本約款第36条または本約款第37条によって、お客さまへの供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行い料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めに帰すべき事由による場合は、その部分については、割引いたしません。

イ 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合

(a) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、本約款第23条(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の1月の金額といたします。

(b) 割引率

1月中の制限、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(c) 制限または中止延べ日数の算定

延べ日数は、当社が当該一般送配電事業者より通知されたものといたします。

ロ　高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上のとき、または特別高圧で供給する場合

(a)　割引の対象

　力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、本約款第 23 条(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の 1 月の金額といたします。

(b)　割引率

　1 月中の制限、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(c)　制限または中止延べ日数の算定

　延べ時間数は、当社が当該一般送配電事業者より通知されたものといたします。

39 損害賠償の免責

(1)　本約款第 9 条(2)によって需給開始日を変更した場合または本約款 46 条(5)によって当社が電気受給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2)　本約款第 37 条によってお客さまへの電気の供給を中止し、またはその使用を制限もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

(3)　本約款第 32 条によって電気の供給を停止した場合または本約款第 46 条によって電気需給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(4)　その他当社の責めに帰すことのできない事由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

40 設備の賠償

　お客さまが故意または過失によって、需要場所内の当社または当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または滅失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

　イ　修理が可能である場合

　修理費

　ロ　滅失した場合または修理が不可能である場合

　帳簿価額と取替工費の合計額

VI 契約の変更および終了

41 契約の変更

電気需給契約の内容は、原則として契約期間中に変更することはできません。ただし、やむを得ずお客さまが電気需給契約の変更を希望する場合は、新たに電気需給契約の締結を希望される場合に準ずるものとします。

42 名義の変更

事業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気需給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の供給を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きをいたします。この場合には、新たなお客さまは、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。

43 料金の変更

(1) 次の場合には、お客さまには、料金を適当な水準に修正するため、当社が提示する新たな基本料金単価および電力量料金単価（以下「新料金単価」といいます。）をもとに、当社と協議していただきます。

国内における電力事情および当社の電気供給事業の急激な環境変化（法令や制度等の変更、発電用燃料費用の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等を含みますがこれに限られないものとします）により、電気調達費用と託送費用の合計額が電気販売収入を上回ることが見込まれる場合

(2) 新料金単価は、当社の新料金単価の提示日が属する料金算定期間の3月後の料金算定期間より、適用するものとします。（以下、新料金単価を適用する料金算定期間の初日を、「新料金適用日」といいます。）

(3) (1) の協議を経ても、お客さまが新料金単価を承諾しない場合は、新料金適用日の15日前までに、当社に対して書面にて通知していただくことで、電気需給契約を解約できるものといたします。この場合、電気需給契約は、新料金適用日の前日をもって終了するものとし、本約款第46条(3)は適用しないものとします。

(4) (3)の解約の通知がない場合、当社は、お客さまが新料金単価を承諾したものとみなし、新料金適用日から新料金単価を適用するものとします。

44 契約の廃止

- (1) 電気需給契約は、その期間満了をもって消滅いたします。
- (2) お客様が電気需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当該廃止期日の3ヶ月前までに当社に通知していただきます。この場合、当社は、お客様から通知された廃止期日に電気の供給を終了させるための適切な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。
- (3) 電気需給契約は、本約款第46条に定める場合または次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の3ヶ月前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から3ヶ月後に電気需給契約が消滅したものといたします。
- ロ 当社の責めに帰すことのできない事由（天災地変等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は、供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45 電気需給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

- (1) お客様が契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで電気需給契約を廃止し、または契約電力を減少される場合、天災地変等やむをえない理由により電気需給契約を廃止または変更されるときを除き、料金および工事費はお客様の負担とし、当社は、以下に定めるところにより、これらの料金および工事費相当額をお客さまに請求することができます。
- イ 料金の精算
- お客様が契約電力を新たに設定し、または増加された日から電気需給契約が消滅し、または契約電力を減少される日の前日までの期間の減少契約電力分について、さかのぼってその料金を20パーセント割り増しした料金を適用いたします。
- なお、減少契約電力分は、上記期間における使用電力量に契約電力に占める減少された電力の割合を乗じたものといたします。
- ロ 工事費の精算
- 契約電力の減少にともない、当社と当該一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく精算工事費が発生する場合は、当社は、その実費をお客さまに対して請求することができます。

46 解約等

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気需給契約を解約するこ

とができます。なお、この場合には、解約の 15 日前までに予告いたします。

イ 本約款第 32 条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となつた事実を解消できない場合

ロ 支払期日を経過したにもかかわらず料金を支払わない場合

ハ 支払期日を経過したにもかかわらず他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払わない場合

二 本約款または電気需給契約によって支払いを要することとなつた料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款または電気需給契約に基づき生ずる金銭債務をいいます。）を履行しない場合

ホ お客さまが以下のいずれかに該当した場合

(a) 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合

(b) 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合

(c) 支払停止の状態に陥った場合

(d) 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

(e) その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき

(f) お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき

(g) お客さまが本約款、託送供給約款または法令・条例・規則等に違反した場合

(2) お客さまが、本約款第 44 条(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が電気の供給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は消滅するものといたします。

(3) 電気需給開始後 1 年に満たないで、当社との電気需給契約を解約しようとされる場合は、当社は、お客さまに対し、それまでの期間の使用電力量について、さかのぼってその料金を 20 パーセント割り増しした料金を適用し、当該料金と既にお客さまが当社に支払った料金との差額を請求することができます。また、電気需給契約の解約にともない、当社と当該一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく精算工事費が発生する場合は、当社は、その実費をお客さまに対して請求することができます。

(4) お客さまが当社との電気需給契約締結後に電気の供給開始に至らないで電気需給契約を解約しようとされる場合は、お客さまは、その旨を当社に通知しなければなりません。この場合、電気需給契約は、お客さまとの協議によって定めた日に消滅いたします。

なお、この場合、当社は、お客さまに対し、当社および当該一般送配電事業者が要した費用の実費を請求することができます。また、実際に設備の工事を行わなかつた

場合であっても、測量監督、資材調達等に費用を要したときは、当社は、お客さまに対し、その実費を請求することができます。

- (5) お客さまが当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との電気需給契約を解約するために必要な処置を行います。この場合、電気需給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日を解約日とします。
- (6) 電気を調達することが不可能または困難である場合には、当社は、事前にお客さまに通知することにより、電気需給契約を解約することができます

47 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、当該契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 工事および工事費の負担金

48 計量器等の取付

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、特別の事情がある場合を除き、当該一般送配電事業者の所有とし、当該一般送配電事業者の負担で、当該一般送配電事業者で取付けおよび取外しいたします。ただし、変成器の2次配線等で多額の費用を要するものについては、お客さまの負担によりお客さままで取り付けていただくことがあります。この場合には、当社または当該一般送配電事業者は、変成器の2次配線等を無償で使用できるものといたします。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、当該一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから当社および当該一般送配電事業者に無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社および当該一般送配電事業者は無償で使用できるものとい

いたします。

(4) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合、または法令、故障等により受電用の計量器、その付属装置および区分装置を取り替える等の場合は、当社は、実費をお客さまに請求することができます。

49 工事費等の負担

(1) お客様が新たに電気の供給を希望され、または契約電力を増加され、これにともない、当該一般送配電事業者が新たに供給設備を施設する場合またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合で、当社が託送供給約款に基づいて当該一般送配電事業者より工事費等の費用負担を求められたときは、その工事費等をお客さまに負担していただきます。

(2) その他、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、当社が負担すべきものを除き、当社は、お客様に対し、その工事費等を請求することができます。

VIII 保 安

50 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社は責任を負いません。

51 保安等に対するお客様の協力

(1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社または当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客様が、当該一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客様にその内容を変更していただくことがあります。
- (3) 当該一般送配電事業者は、必要に応じて、鈴与電力株式会社による電気の供給の開始に先立ち、供給電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客様と協議を行います。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客様は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置をお客さまに講じていただきます。

IX そ の 他

52 守秘義務

- (1) お客様および当社は、本契約に関わる契約内容、本契約の履行に関して知り得た相手方の情報を第三者に開示してはならないものといたします。
- (2) 前項に関わらず、次の各号に定める場合において、かかる必要、要求または承諾の限度において開示または公表するときは、当社は守秘義務を負わないものといたします。
- イ 自己の親会社、子会社または関連会社に開示する必要がある場合
- ロ 一般送配電事業者、および電気供給に関する当社の業務委託先に開示する必要がある場合
- ハ 自己もしくは前号に掲げる者の役員もしくは従業員または自己の委託する弁護士、会計士、税理士、アドバイザーその他専門調査機関に開示する必要がある場合
- ニ 法令、金融商品取引所規則または裁判所の命令に基づいて開示または公表が要求される場合（但し、かかる要請を受けた場合には、他の当事者に対して直ちにその旨を通知するものとし、かつ法律上要求される必要最小限度の内容・範囲と認めら

れる部分についてのみ開示を行います。)

ホ 当該秘密情報の開示につき、他の当事者が、開示または公表の相手方、時期、内容および方法について、事前に書面をもって承諾した場合

(3) 第1項の規定は、次の各号に定める情報には適用しないものといたします。

イ 当該情報の知得時に、既に公表されまたは一般に入手可能となっていた情報

ロ 当該情報の知得後に、自己の責に帰すべき事由によらずに公表されまたは一般に入手可能となった情報

ハ 自己の知る限りにおいて他の当事者に対して秘密保持義務を負っていない第三者から開示された情報

ニ 秘密情報を利用することなく、自ら独自に開発しまたは入手した情報

(4) お客さまおよび当社は、電気需給契約終了後も本条に定める義務を負うものといたします。

53 反社会的勢力の排除

(1) お客さまおよび当社は、現在かつ電気需給契約有効期間中、次の各号を表明保証するものといたします。

イ 暴力団、その他の反社会的勢力でないこと

ロ 実質的な経営権を有する者が反社会的勢力でないこと

ハ 実質的な経営権を有する者が反社会的勢力への資金提供を行うなど、その活動を助長する行為を行わないこと、または密接な交際がないこと

(2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わないものといたします。

イ 脅迫的もしくは詐術的な言動を行いまたは暴力を用いて、相手方の権利を侵害しまたは名誉を毀損する行為

ロ その他前号に準ずる行為

(3) お客さまおよび当社は、相手方が本条の義務に反する場合は、通知、催告を要することなく、電気需給契約、若しくは電気需給契約に基づく個別契約の一部または全部を解除することが出来るものとし、これにより相手方に損害が生じても、解除した当事者はこれを賠償する義務を一切負わないものといたします。

附 則

1 本約款の実施日

本約款は、2018年10月1日から実施いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

料金は、本約款第16条(2)、本約款第17条(2)、本約款第18条(2)にかかわらず、各項によって料金として算定された金額に、(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間はイに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は計量日といたします。

ハ 契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客様に係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう5月の検針日は6月1日、4月の検針日は5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の常時供給電力、予備電力、および自家発補給電力の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課

金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(a) (b)および(c)の場合を除き、お客様からの申出の直後の5月の検針日から翌年4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

(b) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、(c)の場合を除き、(a)に準ずるものといたします。この場合、(a)にいう検針日は、計量日といたします。

(c) 契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客様に係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(a)に準ずるものといたします。この場合、(a)にいう5月の検針日は6月1日、4月の検針日は5月1日といたします。

別 表

1 季節、休日、時間帯区分

本約款における季節、休日および時間帯区分は、次のとおりとします。

(1) 北海道電力株式会社が定める託送供給等約款の供給区域

		対象日時
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた午前8時から午後10までの時間
	夜間時間	昼間時間以外の時間

(2) 東北電力株式会社が定める託送供給等約款の供給区域

		対象日時
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から6月30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(3) 東京電力パワーグリッド株式会社が定める託送供給等約款の供給区域

対象日時		
季節区分	夏季	毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間
	その他季	毎年 10月 1日から 6月 30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日を除いた夏季の午後 1時から午後 4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日およびピーク時間を除いた午前 8時から午後 10までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(4) 中部電力株式会社が定める託送供給等約款の供給区域

対象日時		
季節区分	夏季	毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間
	その他季	毎年 10月 1日から 6月 30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日
	平日	休日以外
時間帯区分	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日を除いた夏季の午前 10時から午後 5時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日およびピーク時間を除いた午前 8時から午後 10までの時間
	夜間時間	重負荷時間および昼間時間以外の時間

(5) 北陸電力株式会社が定める託送供給等約款の供給区域

対象日時		
季節区分	夏季	毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間
	その他季	毎年 10月 1日から 6月 30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、1月 4日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、1月 4日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日を除いた夏季の午後 1時から午後 4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、1月 4日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日およびピーク時間を除いた午前 8時から午後 10までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(6) 関西電力株式会社が定める託送供給等約款の供給区域

対象日時		
季節区分	夏季	毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間
	その他季	毎年 10月 1日から 6月 30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日
	平日	休日以外
時間帯区分	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日を除いた夏季の午前 10時から午後 5時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日および重負荷時間を除いた午前 8時から午後 10までの時間
	夜間時間	重負荷時間および昼間時間以外の時間

(7) 中国電力株式会社が定める託送供給等約款の供給区域

		対象日時
季節区分	夏季	毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間
	その他季	毎年 10月 1日から 6月 30日までの期間
時間帯区分 1	ピーク時間	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、1月 4日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日を除いた夏季の午後 1時から午後 4時までの時間
	週末時間	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、1月 4日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日
	平日	ピーク時間および週末時間以外の時間
時間帯区分 2	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、1月 4日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日を除いた夏季の午後 1時から午後 4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、1月 4日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日およびピーク時間を除いた午前 8時から午後 10までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(8) 四国電力株式会社が定める託送供給等約款の供給区域

		対象日時
季節区分	夏季	毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間
	その他季	毎年 10月 1日から 6月 30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日を除いた夏季の午後 1時から午後 4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日およびピーク時間を除いた午前 8時から午後 10までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(9) 九州電力株式会社が定める託送供給等約款の供給区域

		対象日時
季節区分	夏季	毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間
	その他季	毎年 10月 1日から 6月 30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日を除いた夏季の午後 1時から午後 4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月 2日、1月 3日、4月 30日、5月 1日、5月 2日、12月 30日、12月 31日およびピーク時間を除いた午前 8時から午後 10までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

2 燃料費調整額

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料単価} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ の値については、平成 28 年 3 月 31 日時点において電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者のうち、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者（以下「当該小売電気事業者」といいます。）が公表する 2023 年 3 月末日時点の電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が当該小売電気事業者が定める基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が当該小売電気事業者が定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

(イ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される負荷変動対応電力に対し次のとおり適用いたします。平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その翌月の1日といたします。

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月に使用する電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(3) 当社は、(1)ロの燃料調整単価を当該月の料金請求までにお客さまに通知するものとします。

鈴与電力株式会社 (小売電気事業者登録番号 A0506)

静岡県静岡市葵区栄町 1 番地の 3

【お問い合わせ先】

電 話 : 054-665-8073

受付時間 : 平日 9 時から 17 時 55 分 (年末年始を除く)